

防府市工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、防府市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。）の入札において、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 防府市が発注する工事のうち、競争入札に付する全ての工事（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(周知)

第3条 対象工事である旨を防府市建設工事等競争入札執行事務要綱（昭和53年4月1日制定。以下「入札執行事務要綱」という。）第3条第2項の規定による通知、又は防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成12年2月14日制定）第3条若しくは防府市建設工事等受注希望型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日制定）第5条第1項の規定による公告（以下「指名通知等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法等)

第4条 入札書を持参して行う入札においては、入札執行事務要綱第8条第2項及び第3項の規定により提出するものとする。

- 2 郵便による入札においては、防府市郵便入札実施要領（平成17年4月1日制定）第7の規定により提出するものとする。
- 3 第1項又は前項の規定により提出された工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(工事費内訳書の記載項目)

第5条 工事費内訳書の記載項目は、防府市設計図書ダウンロード頒布実施要領（平成27年4月1日制定）第4条（1）に規定する設計図書において指定するものとする。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、防府市工事執行規則（昭和52年11月22日制定）第14条第12号に該当するものとして当該入札者のした入札を無効とする。ただし、あらかじめ設計図書において別に定める場合は、この限りでない。

- （1） 工事費内訳書の提出のないもの。
- （2） 第4条の規定によらずに提出されたもの。
- （3） 工事名の記載のないもの又は誤りがあり工事の特定ができないもの。
- （4） 入札者名の記載のないもの又は誤りがあるもの。
- （5） 入札者の実印又は使用印の押印を欠くもの。
- （6） 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの。
- （7） 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの。
- （8） 工事費内訳書の各項目が、第5条により防府市が指定した記載項目を満たしていないもの。
- （9） 工事費内訳書の各項目が空欄又は0円と記載のあるもの。ただし、産業廃棄物税の項目において、これを計上する必要がない場合を除く。
- （10） 値引きの記載があるもの。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は平成27年5月25日から施行する。